

受理番号	受理年月日	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	送 付 委員会名
5 年 第 18 号	5. 8. 18	<p>精神障害者の保健福祉充実に関する陳情</p> <p>精神障害者とその家族及び地域社会が永年に渡って直面している課題について早期の解決を願い、陳情書を提出する。</p> <p>1 精神保健福祉手帳 2 級保持者へのマル福拡大策を早期に実現してほしい</p> <p>2019 年 4 月から精神保健福祉手帳（以下、障害手帳）の 1 級保持者に対しマル福の適用が開始され、保持者による申請と、長期入院者が多い従来の障害年金 1 級による申請を合わせ、その約 7 割がマル福受給に至っている。残る 3 割は概ね、生活保護・他障害等による医療費の助成を受けているものと思われる。</p> <p>しかしながら、当初の要望に沿った障害手帳 2 級保持者への特別支援の請願が 2018 年 9 月 27 日に採択されたが、現在まで全く進展を見ていない。</p> <p>2020 年初めから新型コロナウイルスが世界的に猛威をふるい、精神的な苦痛の増加から、精神科・精神科病棟の需要の増加も起き、精神障害者が安心して地域で生活する環境が悪化し、経済的な制約も強まった。</p> <p>精神障害者は他の障害者に比べて生活困窮者が多く、1 級、2 級にかかわらず困窮の問題があり、当連合会が 2017 年に実施した精神障害者を対象にしたアンケート結果にも表れている。要因として次の点があげられる。</p> <p>①精神障害者には生活の柱となるべき障害年金の未受給者（無年金者）が多い。この背景には精神障害者は思春期以降に発症する中途障害者が多く、障害年金受給申請要件が整えられないケースが多い。この為に、他障害者より大きく受給率の格差がついている。②生涯にわたる長期の通院（時には入院も）・服薬の費用及び通院の為に交通費の負担が大きい。③長期の服薬による副作用などで、身体系疾患の治療も避けられない。④障害特性に因り、心身ともに不安定な状態にあり、常に入院等の心配がある。この為に就労率・定着率が低い。</p> <p>茨城県における 2021 年度末の障害種別ごとのマル福の適用率は身体障害者 52%、知的障害者 43%、精神障害者 10%程度と推定され、精神障害者への医療・福祉制度の立ち遅れが未だに残る環境の下で障害種別間の格差は依然として大きく、永く続く深刻な問題である。</p> <p>医療費支援の拡大により当事者の医療受診の環境が改善することを切に望む。</p>	<p>一般社団法人 茨城県精神保健福祉社会連合会 会長 兼清 紀郎</p>	<p>保健福祉 医療</p>